



# 砺波法人会報



## 目 次

令和8年新春を迎えて	2
年頭のごあいさつ	3
納税功労者表彰・新年あいさつ	4
全国大会 高知大会	5
令和8年度税制改正に関する提言	6~7
税制改正を目指して各界代表に協力依頼	8
全国青年の集い 山梨大会	9
女性フォーラム 北海道大会	10
税に関する絵はがきコンクール入賞作品	11
講演会・研修だより・新入会員紹介	12
わが社を支える若手社員と会社案内	13
税の作品(作文・標語)	
高校生・中学生	14~15
税の作品(ポスター・習字・標語)	
小学生・中学生	16~17
税理士会だより	18
税務署だより	19~21
市役所だより	22



めざします 会員の会員による会員のための法人会を!

消費税期限内納付  
法人会 一声運動



## 令和8年 新春を迎えて

公益社団法人砺波法人会 会長 川田 征利

皆様、新年明けましておめでとうございます。

令和8年の新春を迎える謹んでお慶び申し上げます。会員の皆様には平素より「公益社団法人砺波法人会」の事業活動に多大なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年夏の参議院選挙では与党敗北となり10月には「政権交代、日本初女性首相誕生」は日本の歴史に新たな一ページを刻む画期的な出来事がありました。女性首相として多様な視点や価値観が政治に反映され、国内の課題解決や国際社会での強い日本を取り戻し、これからの方針にも期待しているところであります。

さて、足元の経済状況はインバウンド需要増加が続いている緩やかな回復基調にあると言われておりますが、トランプ関税に対する警戒感が継続する中、円安の進行や物価高の長期化、エネルギー・原材料の高止まりに加え、景気動向は依然として不透明感が強く、地域の中小企業、小規模事業者を取り巻く環境は益々厳しい状況にあります。

その様な状況下、我々企業において優先課題は、人手不足の解消に向けた省力化、DX化の推進や上昇を続けるコストに対する価格転嫁を実施し、適正価格での取引のもと物価上昇を上回る利益の確保、賃上げ原資を確保する必要がある等克服すべき課題が山積しております。地域経済、雇用を支える企業としてより一層の安定と成長し続けるためにはあらゆる分野での連携組織を活用し、厳しい経済環境に対応できる強い経営を確立していくことが重要であり、日々のご努力をお願い申し上げる次第であります。

昨年10月16日高知県高知市にて開催された第41回法人会全国大会にて決議された「令和8年度税制改正に関する提言」を管内の行政当局及び各

市議会に対し、提言活動と要望を行ってまいりました。今年の提言として、

「企業への過度な社会保険料を抑制し中小企業の活性化に質する税制措置」は、中小企業の社会保険料負担は年々増加しており事業主への過度な保険料負担を抑える。

「中小企業経営者にとって次世代への事業承継が大きな負担にならぬよう、本格的な事業承継税制の確立を求める」は、それぞれの事情に応じたきめ細やかな事業承継を後押しする必要がある。

また、中小企業自らの経営改革も重要であり、そうした改革に取り組むためにも、「新たな付加価値の創出につながるような支援策も必要である」

と要望しております、会員企業の皆様の健全経営に繋がっていくことを願っております。

税制に関する提言以外にも子供達への租税教室や企業の税務コンプライアンス向上に資する「自主点検チェックシート」の活用など「税」を中心とした公益的な活動にも取り組んで参りますので、会員そして、役員の皆様にはご協力をお願い致します。

終わりに、今はまだ雪に包まれた砺波平野も雪解けが進み、春を迎える頃には桜が満開となり、4月になるとチューリップの芽が顔を出す季節がやってきます。また、各地域において開催される春祭りが地域の心を一つにするように、法人会も地域の力を結集して事業に取り組んで参りたいと考えております。関係する行政当局、各団体の皆様方には一層のご指導、ご鞭撻、そしてご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

本年が良い年でありますこと、併せて皆様方のご健勝・ご活躍を祈念申し上げ、年頭のご挨拶といたします。

### 宮島峡（一の滝・二の滝）

清流の里として知られる宮島峡。県定公園として整備されており、滝の音と、木々の揺れる音が織りなす癒しの空間です。

川幅いっぱいに流れ落ちる一の滝、二の滝は、まるで小さなナイアガラ。小石や砂の粒が長い年月をかけて岩盤を削ってできたポットホール（おうけつ）は、富山県の天然記念物に指定されています。

表紙写真  
説明

写真提供：小矢部市観光課



## 年頭のごあいさつ

砺波税務署 署長 片山 智也

新年明けましておめでとうございます。

公益社団法人砺波法人会の会員の皆様方に、謹んで新年のお喜びを申し上げます。

会員の皆様方には、平素から税務行政の円滑な運営につきまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては、昭和23年の創立以来長きに渡り、税制・税務に関する各種講演会・研修会の開催をはじめ、様々な広報活動の実施、租税教育の一環としての「租税教室」や「税に関する絵はがきコンクール」の開催など、多岐にわたる活動を展開され、まさに税のオピニオンリーダーとして、正しい税知識の普及と納税意識の高揚、地域企業と地域社会の健全な発展に多大な貢献をしておられます。また、急速に変化する社会情勢の中、企業経営に腐心されつつも、法人会活動に熱意をもって取り組んでおられます。

川田会長をはじめ役員並びに会員の皆様方の不断のご努力に対しまして、改めて敬意を表しますとともに、心より感謝申し上げます。

さて、国税庁では、納税者利便の向上と税務行政の効率化の観点から、「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」の実現を目指し、日常で使い慣れたデジタルツールを利用して簡単・便利に申告や納税を行うことができるe-Tax（国税電子申告・納税システム）の利用拡大を推進しております。

間もなく、令和7年分の所得税等の確定申告の時期を迎えます。すでに、多くの申告でe-Taxを利用していただいておりますが、マイナンバーカードを

利用し、マイナポータルとの連携を行っていただくことで、集計や入力を行うことなく、給与・公的年金等源泉徴収票や、医療費・ふるさと納税等の控除に関する情報を自動入力することができるなど、スマートフォンを利用したe-Taxによる確定申告書の作成・提出が、より便利になっております。会員企業の役員・従業員の皆様方におかれましては、利便性が向上したe-Tax申告を是非ご利用いただきたいと存じます。

また、法人税等申告でe-Taxをご利用される際には、財務諸表などの添付書類もすべて含めて送信いただきますとともに、納税につきましても、e-Taxを利用したダイレクト納付をはじめとするキャッシュレス納付をご利用いただきますようお願い申し上げます。

引き続き、税の良き理解者である会員の皆様方のお力添えをいただきながら、こうした取組を円滑に定着させていきたいと考えておりますので、一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人砺波法人会の益々のご発展と、新しい年が会員の皆様方及びご家族の方々にとりまして幸多き年になりますようお祈り申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

# 栄えある納税功労者表彰

税知識の普及と納税意識の高揚を図り、申告納税制度の確立に顕著な功績のあった次の方が受彰されました。

受彰された小竹明代様は、特に法人会女性部の運営、発展に多大の貢献をされました。会員一同心よりお祝い申し上げます。

砾波稅務署長表彰 (11月13日表彰)



有限会社ヤギヤフード  
小竹 明代 氏



謹んで新年のお慶びを申し上げます  
令和8年元旦

公益社団法人 研波法人会

山西川下合能本田弘正吉征利  
齊藤弘志郎  
堀山今白深府錄  
福宮屋敷內崎川山松  
岩崎岡田  
木幅西島  
小出木橋  
木本村西島  
大坂山本村西島  
石田西村井本村西島  
山崎山田西村  
米道山由  
三村美枝子  
外役職員一同  
理枝  
大介  
正起  
昌彦  
徹昇  
吉秀  
誠元  
明人  
涉  
健智  
行吉  
信雄  
二泉  
達也  
篤夫  
弘之  
志郎  
弘正  
吉征  
利

# 第41回 法人会全国大会 「高知大会」開催される

第41回法人会全国大会高知大会が令和7年10月16日、高知市の高知県立県民文化ホールにおいて、江島一彦国税庁長官や西森裕哉高知県副知事など多数の来賓の出席の下、全国から約1600人の会員が参加し、当会からも川田征利会長をはじめ5人が出席した。

大会式典では、令和8年度税制改正提言の報告や青年部会による租税教育活動・健康経営活動の事例発表などが行われた。

大会宣言では、国家的課題である財政健全化への取り組みは、持続可能な経済運営のために不可欠であり、国・地方ともに「歳出改革」「税収確保」「プライマリーバランス黒字化」を柱に進めるよう強く求めた。



江島国税庁長官



全法連斎藤会長



砺波法人会参加者



富山県連参加者

## 大 会 宣 言

われわれ法人会は、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」や「租税教育」、企業の税務コンプライアンス向上に資する「自主点検チェックシート」の普及など、税を中心とする活動を全国で積極的に展開し、広く社会へ貢献している。

我が国の財政は、コロナ禍への緊急対応で政府が大規模な財政出動に踏み切ったことから、長期債務残高が1,300兆円を超えるなど、さらに悪化することとなった。

昨年、日本銀行はマイナス金利政策を解除し、「金利のある世界」に回帰したが、今後も金利の上昇が続ければ、国債の利払い費も増えて財政を圧迫しかねない。財政健全化は国家的課題であり、本格的な歳出・歳入の一体的改革を進めることが重要である。

一方、経済を取り巻く環境は急速に変化している。食料やエネルギーなど価格高騰を契機に消費者物価も上昇し、デフレ期からインフレ期への転換期に突入するなど国民生活や産業に大きな影響を与えていている。

特に、中小企業の経営環境は深刻化する人手不足や継続的な賃上げ等により、厳しさが増している。さらに、米国のトランプ関税の影響は今後、本格化する恐れがあり、経済の先行きを不透明にしている。

地域経済や雇用の担い手である中小企業は、日本経済の礎でもある。その中小企業の活性化を促進するためには、税財政上のきめ細かな支援が不可欠である。そのため、法人会は「中小企業の活性化に資する税制措置」、「事業承継税制の拡充」等を中心とする「税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の向上に努めてきた法人会は、全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

令和7年10月16日  
全国法人会総連合 全国大会

# 令和8年度税制改正に関する提言(要約)

## 令和8年度税制改正スローガン

- 社会保障に充てる消費税の減税は慎重な検討が必要 将来世代にツケを回さない仕組み作りを!
- 「金利のある世界」への回帰を踏まえ、金融市場の動搖を招かない財政運営を!
- 企業への過度な社会保険料負担を抑制し、中小企業の活性化に資する税制措置を!
- 本格的な事業承継税制を確立し、地域経済と雇用の担い手の中小企業を守れ!

### 《基本的な課題》

#### I. 税・財政改革のあり方

- 日本でも「金利のある世界」に回帰した経済環境を考慮し、金融市場の動向も見据えた税・財政運営が欠かせない。

#### 1. 財政健全化に向けて

- 今後、大規模な自然災害や新たな感染症の拡大等、有事の際には膨大な財政需要が発生することも想定される。こうした事態が起きた場合でも、機動的な財政出動を可能にするために財政健全化は必要な取り組みである。

- (1) 参院選に向けた物価高対策の公約として、「消費税減税」がクローズアップされたが、消費税率を引き下げた場合の減税分は別の財源を確保するか、結局は国債に頼らざるを得なくなる。物価高対策や低所得者対策は消費税減税で対応するのではなく、真に支援が必要な人に限定した給付措置が望ましい。
- (2) 「こども・子育て政策」の財源は歳出改革に加え、医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしているが、こうした支援金制度は社会保険料を少子化対策に充てる実質的な「隠れ増税」と言わざるを得ない。また、歳出改革が想定通りに行われなければ、結局は国債頼みとなりかねない。
- (3) 防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定しているが、大半が歳出改革や決算剩余金の活用で財源を捻出することとしており、財源としての安定性を欠いている。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、着実に防衛力を強化するためにも安定財源の確保が重要である。

#### 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- 中小企業の社会保険料負担は年々増加しており、事業主への過度な保険料負担を抑制しつつ、女性の就労や人材確保の観点から、配偶者控除や第3号被保険者制度の問題を含め、税と社会保障を一括して議論しなければならない。

- (1) いわゆる「106万円の壁」への対応として、扶養から外れる人の保険料の一部を勤務先が負担する場合、国が上限を設けて助成する等の「保険料負担軽減措置」が設けられているが、一時的な措置にとどまつておらず、安定的な制度の構築が求められる。
- (2) 公的年金については、厚生年金の積立金を財源に充当する基礎年金の底上げが検討されている。抜本的な制度改革は、老後の生活設計に影響するテーマであり、省庁間の壁を取り払い、与野党が一体となって幅広く議論する必要がある。
- (3) 少子化対策については、現金給付よりも保育所や学童保育等の環境整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。高校授業料の無償化も所得制限が撤廃されることとなったが、これは国会審議で予算を成立させるため、少数与党が野党の要求を受け入れて急遽決定したものである。このため、高校授業料無償化に伴う影響評価や財源が担保されているとは言えない。公平性の観点からも課題を残しており、与野党による精緻な議論を求める。
- (4) 医療は成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を進める。また、社会保障給付の急増を抑制するためには診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、ジェネリック（後発医薬品）の安定した供給体制を確立する必要がある。薬剤費を抑制する観点からセルフメディケーション税制の対象となる医薬品などの拡充も欠かせない。
- (5) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリを

つけ、医療と同様に公平性の観点から給付及び負担のあり方を見直す。また、生活保護については、高齢者の増加に伴って給付の増加も見込まれており、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止など厳格な運用が求められる。

#### 3. 行政改革の徹底等

- 国・地方の財政健全化は、歳出・歳入の一体的改革によって進めることが重要である。地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき、自ら身を削って行政改革を推進しなければならない。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制を求める。また、調査研究広報滞在費（旧文通費）や政務活動費等の適正化。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員配置と、能力を重視した賃金体系の導入などによる人件費の抑制。
- (3) 「第2の予算」とも呼ばれる特別会計と各省庁が管轄する独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 官業に対してPDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを確立し、事業のチェック等を継続的に実施することを求める。また、積極的に民間活力を導入した民需主導の自律的な経済成長。

#### 4. マイナンバー制度について

- 政府は引き続きマイナンバー制度の意義を周知するとともに、行政事務のコストカットに資する等、その具体的な効用を国民や事業者に明示するなどして、マイナンバーカードの利用拡大を促す必要がある。

- マイナンバーカードと電子認証にはそれぞれ異なる有効期限が設定されており、行政窓口で更新手続きをする必要がある。国民の幅広い利用を促進するためにも周知徹底を図りながら、更新手続きの簡略化も進めなければならない。

- マイナンバー法等の改正によって利用範囲は一部拡大されたが、どこまで広げるかは今後の重要な課題である。すでに年金や給付金などの公金の受け取り口座としてマイナンバーと銀行口座を紐付ける取り組みも進んでいるが、これを拡大して世帯所得を把握することができるようになれば、例えば経済対策で支援が必要な困窮世帯に限定して現金を給付する措置を講じるなどの効率化も可能となる。

#### 5. 今後の税制改革のあり方

#### II. 経済活性化と中小企業対策

- 人手不足や継続的な賃上げなど中小企業が抱える構造的な課題を解決するためには、中小企業自らの経営改革も重要になる。こうした改革に取り組むためには、新たな付加価値の創出につながるような支援策も必要である。また、中小企業経営者の高齢化が指摘されている中で、中小企業が保有する独自の技術やサービスを引き継ぎ、地域のサプライチェーン（供給網）機能を維持するため、それぞれの事情に応じたきめ細かな事業承継を後押しする必要がある。

#### 1. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1) 法人税率について  
近年、大法人に適用される法人税率の引き上げを検討する動きもあるが、不透明な経済情勢等に鑑み、慎重に議論することが求められる。
- (2) 法人税率の軽減措置  
中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、黒

- 字中小企業の平均所得を踏まえ 1,600 万円程度に引き上げること。
- (3) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置  
中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、制度を拡充したうえで本則化すること。  
①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、中小企業の厳しい経営環境を踏まえ「中古設備」を含める。  
②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を 30 万円未満から 50 万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限（合計 300 万円）を撤廃し全額を損金算入とすることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和 8 年 3 月末日となっている適用期限を延長すること。  
③スタートアップのための、きめ細やかな財政・税制支援が必要である。
- (4) 中小企業等の設備投資支援措置  
「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処することを求める。なお、「カーボンニュートラル投資促進税制」は、令和 8 年 3 月末日が適用期限となっていることから適用期限を延長すること。
- (5) 債却資産に対する課税の見直し  
固定資産税における債却資産に対する課税は、企業の設備投資意欲を阻害する要因ともなっていることから、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含めて抜本的に見直すこと。
- (6) 中小企業の事務負担軽減  
インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化対応に加え、定額減税や所得税の改正により、源泉徴収事務や年末調整事務が毎年見直されるなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。人手不足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基盤が決して強固ではない中小企業にとって、重い負担となっていることを政府は強く認識する必要がある。

## 2. 事業承継税制の拡充

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設  
事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産とは切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める。
- (2) 取引相場のない株式の評価の見直し  
この度、会計検査院は国税庁に対し、相続等により取得した取引相場のない株式等の評価制度のあり方について、検討を求める所見を示した。その評価制度を見直すにあたっては、取引相場のない株式は上場株式と異なり、換金性に乏しい点なども総合的に考慮する必要がある。
- (3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実  
特例承継計画の提出期限（令和 8 年 3 月末日）と特例制度の適用期限（令和 9 年 12 月末日）が近付いていることから、期限の延長を求める。なお、期限が延長されないのであれば、これまでの一般措置は使い勝手が悪く適用件数が低調であることを踏まえ、一般措置の適用要件（対象株数、納税猶予割合、雇用確保要件等）を大幅に緩和すること。

## 3. 消費税への対応

- (1) 課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策を講じるべきである。
- (2) 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について、小規模事業者等が取引から排除されないよう、80% 控除できる期間を当面の間、延長すること。
- (3) 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置（2 割特例）について、小規模事業者等における消費税事務が定着するまで当面の間、延長すること。
- (4) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消

費税の制度、執行面において、さらなる対策を講じる必要がある。

## III. 地方のあり方

- 地方経済の活力を今後も維持しながら、地方の活性化を促すためには東京一極集中の是正が急務である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を練り上げ、民間主体の創意工夫を駆使することで新たな地場技術やビジネス手法を開発していかなければ、地方独自の真の活性化にはつながらないと考えるべきである。
- (1) 地方創生を巡っては、利用状況が低調な地方拠点強化税制を見直すなど、さらなる本社機能移転を促進するとともに、地元の特性に根差した技術の活用や地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成、地元商店街の活性化等、実効性のある改革を実行する必要がある。中小企業の事業承継は地方創生戦略との観点からも重要だと認識すべきである。
- (2) 地方自治体は、広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体（人口 30 万人程度）の拡充を図り、財政基盤の強化につなげながら行政能力の向上に資する施策を求める。
- (3) ふるさと納税は、寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。また、必要経費は寄付総額の 5 割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付した地域のために活用されるよう、事務手数料のあり方等を含め、制度設計の見直しが欠かせない。

## IV. 自然災害への対応

- 東日本大震災からの復興については、これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。また、最近では能登半島地震をはじめ、大きな地震や台風などの大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。
- 政府と自治体は自然災害等の緊急事態に備える企業の危機管理として、BCP（事業継続計画）の策定をさらに促すため、税財政を通じた支援を強化する必要がある。

## V. その他

1. 納税環境の整備
2. 環境問題への対応
3. 租税教育の充実

### 『税目別の具体的課題』

#### 1. 法人税関係

- (1) 役員給与の損金算入の拡充
  - ①役員給与は損金算入とすべき
  - ②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
- (2) 中小企業向け貸上げ促進税制の適用要件緩和
- (3) 中小企業の欠損金繰戻還付制度の見直し

#### 2. 所得税関係

- (1) 基幹税としての所得再分配機能の回復
- (2) 各種控除制度の見直し
- (3) 個人住民税の均等割

#### 3. 相続税・贈与税関係

- (1) 相続税の基礎控除の見直し
- (2) 贈与税の基礎控除の引き上げ

#### 4. 地方税関係

- (1) 固定資産税の抜本的見直し
- (2) 事業所税の廃止
- (3) 超過課税
- (4) 法定外目的税

#### 5. その他

- (1) 印紙税の廃止
- (2) 配当に対する二重課税の見直し
- (3) 電子申告の促進
- (4) 森林環境税の検証

# 令和8年度税制改正を目指して

## 3市の市長並びに市議会議長に協力依頼

法人会は、公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っています。

これらの要望の実現を目指し、柴田巧参議院議員、夏野修砺波市長、田中幹夫南砺市長、桜井森夫小矢部市長、有若隆砺波市議会議長、石川弘南砺市議会議長、吉田康弘小矢部市議会議長を訪問し、提言書を直接手交して、提言と税制改正実現に理解と協力をお願いしました。



柴田巧参議院議員に協力依頼(11月9日)  
堀内小矢部支部長



夏野修砺波市長に協力依頼(11月4日)  
川田会長・深松砺波支部長



有若隆砺波市議会議長・小西十四一総務産業建設常任委員長に  
協力依頼(11月26日)  
川田会長・深松砺波支部長



田中幹夫南砺市長に協力依頼(11月25日)  
川田会長



石川弘南砺市議会議長に協力依頼(11月25日)  
川田会長



桜井森夫小矢部市長に協力依頼(11月28日)  
川田会長・堀内小矢部支部長



吉田康弘小矢部市議会議長に協力依頼(11月28日)  
川田会長・堀内小矢部支部長



## 全国青年の集い 山梨大会

令和7年11月20～21日

第39回法人会全国青年の集い山梨大会が11月20日から、山梨県の「アイメッセ山梨」等を会場に2日間の日程で国税庁高橋俊一課税部長や山梨県や甲府市から多数の来賓を招いて開催された。

今年は、「人は石垣 人は城 ～光り輝く未来のために～」を大会スローガンに、全国の青年部会員約1,900名が集結し、租税教育、健康経営などを中心テーマに事例発表や情報交換をし、企業力を高め、地域発展につなげることを誓い合った。



全法連斎藤会長



大木山梨県連会長



砺波法人会参加者



青年部大会スローガン



### 法人会全国青年の集い 山梨大会宣言

地球規模での環境変化、予測困難な自然災害、先行き不透明な経済情勢、加速する人口減少と少子高齢化。私たちを取り巻く社会はかつてない難題に直面しています。

この様な中、国の行方を左右するのは「税の在り方」であり、その理解と普及こそ法人会が担うべき使命です。

法人会青年部会は、租税教育の推進を通じて未来を担う子どもたちに正しい知識と誇りを伝え、健康経営を推進し、国の財政健全化に資する活動を広げてまいります。

そして、仲間を増やし絆を強めることで、より大きな社会的責任を果たしてまいります。

本大会の開催地は、富士山、八ヶ岳、南アルプスに囲まれた土地であり、古来より人々は厳しい環境を乗り越えるため、互いに助け合い、強い結束を育んできました。

戦国武将・武田信玄は「人は石垣、人は城」と詠み、人こそが最大の力であることを示しました。堅牢な城郭よりも大切なのは、人との絆であると。その精神は今日の私たちにも脈々と受け継がれています。

全国の仲間がこの地に集う今こそ、私たちは絆をさらに深め、助け合いの心を全国へと広げ、法人会活動をより強固に発展させる決意を新たにいたします。

### 「人は石垣 人は城 ～光り輝く未来のために～」

第39回法人会全国青年の集い山梨大会を契機として、私たちは志をひとつにし、次代を担う子どもたちのため、そして日本社会の発展のために、力強く前進することをここに誓い、大会宣言といたします。

## 第19回 法人会全国女性フォーラム北海道大会 令和7年9月18日

令和7年9月18日、「第19回法人会全国女性フォーラム北海道大会」が、札幌市の札幌パークホテルにて、「自然と女性の活力で笑顔いっぱい北海道。～明日をつなごう！未来をつなごう！～」を大会キャッチフレーズに全国の法人会女性部会員約1,600名そして砺波法人会の7名の会員が参加して、盛大に開催されました。この女性フォーラムは、女性部会員の資質向上と「食品ロス」削減の取組みなどの情報の共有化による部会活動の活性化を目的とし、平成18年から毎年一回全国各地持ち回りで開催されている。

大会式典は、全法連女性連絡協議会・村上康恵会長と全法連・斎藤保会長が主催者を代表してあいさつ、国税庁高橋俊一課税部長等の来賓から祝辞をいただいた後、北海道内の女性部会による租税教育や社会貢献活動の様子が映像で紹介された。続いて、全法連女連協副会長により大会宣言が読み上げられ、大会旗が次回開催地である埼玉県連女連協会長に伝達された。



全法連会長 斎藤保

### 第19回法人会 全国女性フォーラム北海道大会 大会宣言

太平洋・日本海・オホーツク海の3つの海、美しい湖沼や湿原、そして中心に大雪山。7つの国立公園を有し、雄大な自然の美しい風景に心惹かれる。ここ北海道において、私たちは「第1回法人会全国女性フォーラム北海道大会」を開催できました。

私たち女性部会は、税のオピニオンリーダーである私たの会の1員として、租税教育などの税の普及活動や社会貢献活動に日々積極的に取り組んでいます。

特に、税に関する話はがきコンクールは、未来を担う小学生に税の仕組みや大切さを学ぶから重要な活動として、積極から早い信頼と期待を寄せられており、今後もさらに取り組みを充実させていくこととしています。

また、持続可能な社会を実現させるため、エネルギー資源の消費抑制や環境負荷の軽減に向けた「いちごプロジェクト」や「食品ロス削減」等の活動にも段々取り組んでおります。

大雪が豊かく、爽やかな風の夏、色々豊かな秋、そして幻想的な銀世界の冬、北海道は四季折々の美しい風景や自然の恩恵を楽しめるだけでなく、アイヌ民族との共生の場として、その精神文化の奥深さに触れることができる地域でもあります。

自然と女性の活力で 笑顔いっぱい北海道。  
～明日をつなごう！未来につなごう！～

少子高齢化やDXの進展などにより、私たちを取り巻く環境が大変革期を迎えた今日では、豊かな感情としなやかな行動力を發揮して、さまざまな変化に素早く柔軟に対応していくことが重要です。私たちが中心となり、ゆとりと誠しさにあふれた社会を実現し、次の世代にしっかりと引き継いでまいりましょう。

持続可能な優しい未来と、女性が活躍できる社会の実現を、自然と食を通じて皆さまに笑顔をもたらす北海道の地から宣言いたします。

令和7年9月18日  
法人会全国女性フォーラム 北海道大会



全法連女連協会長 村上康恵



来賓祝辞 国税庁課税部長 高橋俊一様



砺波法人会参加者



富山県連参加者

## 令和7年度 税に関する絵はがきコンクール

### 「税に関する絵はがきコンクール」賞状授与

「税に関する絵はがきコンクール」は、砺波法人会女性部会の基幹的取組みとして国税庁の後援を受け、毎年行われています。

令和7年度では、管内11の小学校から、105枚の絵はがきの申し込みがあり、「砺波税務署長賞」として、砺波市庄東小学校6年 高山可奈子（タカヤマ カナコ）さんが選ばれました。

令和7年12月1日には、庄東小学校において米道啓子砺波法人会女性部会副部会長・野原晴美庄東小学校長同席のもと、片山智也砺波税務署長から賞状が授与されました。



### 県連入賞 砺波税務署長賞

高山 可奈子さん  
庄東小 6年



### 女性部会長賞



池田 希生さん  
城端小 6年



高長 横さん  
城端小 6年

### 県連特別賞 砺波法人会長賞



山本 麻央さん  
東部小 6年

### 入賞6作品



村中 哉仁さん  
城端小 6年



安達 希子さん  
城端小 5年



坂田 結茄さん  
蟹谷小 6年



坂本 知穂さん  
庄東小 6年



井波 磨綺さん  
城端小 6年



野村 紗永さん  
南砺つばき学舎 6年

ご応募をいただき、ありがとうございました。

# 講演会・研修会だより

## 8月19日 定例研修会

「人も社会も元気に  
～働く人の身体と心を整える方法～」

講 師 富山産業保健総合支援センター保健師  
中林 美奈子 氏



## 法人税実務講座 8月20日～10月22日 計10回

講 師 北陸税理士会砺波支部  
税理士 米永 準一 氏



## 9月25日 砺波税務署長の講演会

「GAFA と合同会社」

講 師 砺波税務署長 片山 智也 氏



## 11月11日 税を考える週間記念講演会

「日本政治 今後の展望  
～星浩氏に聞く今後の政局」

講 師 ジャーナリスト、元朝日新聞社特別編集委員  
星 浩 氏



## 11月19日 年末調整説明会

講 師 砺波税務署法人課税部門担当官  
砺波税務署総務課管理運営担当官  
南砺市税務課担当官



## 12月9日 定例研修会

「他人事ではない～備えておくべき疾患～」

講 師 ティーペック株式会社 梶原 和昭 氏



## 新入会員紹介（令和7年7月～令和7年12月）

### 1. 一般会員

法人名	所在地	代表者	業種	推薦者
有限会社南旺起工	南砺市法林寺413	瀬川 修司	運送業	大同生命 半田未来
かね板工業株式会社	小矢部市茄子島195-2	中田 義弘	建築板金	AIG損保 片桐由紀子

### 2. 賛助会員

法人名	所在地	代表者	業種	推薦者
となみ麦酒合同会社	砺波市表町10-2	齊藤 齋	飲食店	大同生命 山田美奈
社会福祉法人となみ中央福祉会	砺波市太郎丸二丁目29-2	五島 正樹	保育園	AIG損保 スリーアイズ
株式会社YAY	小矢部市綾子572	寺西 敦	製造業	大同生命 山田美奈

## -わが社を支える若手社員と会社案内-

# 中越鉄工株式会社



### 総合力とチャレンジ精神で、信頼に応える

1962年に創業した中越鉄工は、鉄構・建築・土木の三部門制により、設計から製作まで一貫して担える総合力を強みとし、時代のニーズを捉えて積極的にチャレンジし、お客様からの信頼に応えてきました。建設業界を取り巻く環境は、SDGsの推進、脱炭素社会への対応、人口減少など大きく変化し、乗り越えなければならぬ課題が数多くありますが、これまで難局を乗り切ってきた創業以来の積極的なチャレンジ精神で、中越鉄工はお客様、地域、社会、そして社員とともに前進して参ります！

#### 存在意義 Purpose ファンを創り、信頼を築き、幸せな未来へ繋ぐ

##### 鉄構部

総合力を活かし、施工計画から材料手配・設計図作成・工場製作・現場作業までを一貫して行い、徹底した管理と品質保証により、良質な製品を安定供給します。



##### 建築部

新築から改修まで幅広い建築工事を手がけています。確かな技術と安全管理を徹底し、公共施設やオフィス、工場など、多様なニーズに応える建築を提供しています。



##### 土木部

橋梁工事を通じて安全で快適な社会基盤整備に取り組んでいます。地域に欠かせないインフラを支えるため、確かな技術と品質で信頼に応えています。



#### 良い仕事をしてお客様の信頼を得る

##### 2018年入社 鉄構部 Tさん

私の業務は製品検査の書類作成、工程写真の撮影整理、寸法検査をしています。元請の検査員の方から丁寧な仕事への感謝をいただいたり、無事に検査が完了した時は、達成感があります。図面と構造物のつながりを理解できるようになると全体が想像できて面白さを感じています。また、部門内の協力体制が非常に良好です。



##### 2022年入社 建築部 Tさん

私は建物の改修・新築工事などの施工管理をしています。既存建物の改修は、新築より制約が多く、図面不足や旧基準による想定外の問題など技術的課題が多いですが経験を重ねて、対応力が向上しました。工事のビフォーアフターが目で確認でき、やりがいを感じています。また工事期間が長い為、完成了時には大きな達成感があります。



##### 2022入社 土木部 Yさん

私は橋梁工事を担当しています。公共工事は利用される方から直接感謝されることはありませんが、生活に大事なライインを支える仕事に誇りを持っています。行政機関と連携を取り協力会社と信頼関係を築きながら進めてきた工事が無事に竣工した時は皆で作り上げたという大きな達成感があります。スムーズに工程を進める為に身に付けてきたコミュニケーション能力が活かせています。



#### 所在地

〒939-1621 富山県南砺市和泉120番地

#### Contact

お問い合わせ

TEL 0763-52-2815

FAX 0763-52-2816



# 中学生・高校生

## 高校生の部

### 砺波税務署長賞

#### 道路整備

富山県立石動高等学校 1年 中田 昇馬

今年、八月のはじめごろ、石川県の中能登町の親戚の家に行った。親戚は、レストランを営んでおり、能登半島地震の際に炊き出しに参加していた。地震直後の能登を見て、心をいためただろう。親戚の車に乗っていると、道路を指差しながら、他よりこい黒色の部分は全て、地震でひびがはいつたり、破損して直した部分だと教えてくれた。おせじにも、きれいとは言えず、その上を走ると段差になっているのが分かる。さらに、歩道はまだ手付かずのままのところが多いとも教えてくれた。

私は、税金は、インフラ整備と社会保障に使われていると思っていたので、もっときれいな道路に直されていると考えていた。しかし、現実はちがつた。そこで、道路整備にあてられる税について調べた。道路整備費用には、道路特定財源という、自動車の利用者に負担してもらう制度があつたことが分かった。道路特定財源の税の種類は、ガソリン税、軽油引取税、自動車重量税、石油ガス税である。しかし、今は一般財源に変化している。これらの税は、道路整備以外にも使われていると考えられる。特定財源のメリットは、道路整備の安定的な財源の確保が可能なことだ。今でも、道路特定財源の制度がつづいていれば、能登半島地震で、被害を受けた道路を、ていねいに、よりきれいな道路に直すことが可能なのではないかと感じる。

将来、私も税を納める立場になる。今回、地震の後、道路が十分に整備されていない場所を見て、税金がもつと有効に使われるべきと感じた。ふだん使う道路は、多くの人がいつしうけんめいにかせいで、納めた税金のおかげでできている。しかし、納めている税金が有効に使われていない、無駄遣いを感じると、税を納めたくない感じてしまう。そのため、私たちが納める税が、私たちの生活のために正しく使われることをねがいたい。そして、能登半島地震のように、大きな災害があったとき、困る人、悲しむ人が少しでもすくなくなるよう、災害に強い社会をつくる役に立ててほしい。

### 砺波税務署長賞

#### 祖父を救った税金

富山県立南砺福野高等学校 1年 田村 優衣

私の祖父は九十一歳。毎回遊びに行くといつもニコニコな笑顔で私を迎えてくれます。幼い頃は、よく一緒にたくさん遊んでくれたやさしい祖父は八十歳後半まで仕事をし健康で元気に過ごしていました。しかし昨年の夏、祖父は熱中症で倒れてしまいました。原因はよくニュースで耳にする「高齢者はエアコンをつけない」でした。まさか身近でしかもようど祖父宅へ行っていた日に起きたのでちょっと不安でした。家族は救急車を呼び祖父は乗りこんだのですがなかなか動こうとしません。なぜならば祖父宅は山奥で大きな病院はありません。救急隊員がいろいろな病院へ連絡を取り動きました。広いグラウンドでドクターへりを待っていました。祖父は高齢ということもありすぐに大きな病院へ搬送すべきと判断されたようです。

ドクターへりとは救急医療用の特別な装備を備えたヘリコプターです。医師や看護師が乗り込み緊急で現場にかけつけ初期治療を行い、患者を適切な医療機関へ迅速に搬送する役割を担っています。機内には初期治療に必要

# 税についての作文

な医療機器や医療品が装備、搭載しています。

祖父はドクターへりのおかげもあってすぐに退院でき元気になりましたが、ドクターへりはいついどのくらいお金がかかる?高額請求されるのではと家族は心配していたところ、救急車と同じドクターへりの出動費用は請求されませんでした。しかし、へり内で行われた医療行為の分は請求されましたが、通常の診療と同様に医療保険が適用されました。

ドクターへりは年間約二億五千万円の費用がかかります。人件費、ガソリン代、点検費用、保険代などこの費用は国と都道府県が半分ずつ税金で賄われています。もしこの国に税金がなかつたらドクターへりや、治療費や入院費は莫大な金額が課せられるでしょう。

税金はみんな平等に医療を受けられる今の世の中に欠かせないものだと思います。今元気で生活を送っている祖父を救ってくれた税金、そして毎日何気なく納めている税金で支えられていることに感謝したいと思います。

社会人になったらしっかりと税金を納めていこうと思いました。

## 中学生の部

### 砺波税務署長賞

#### 税と社会の安定

南砺市立福光中学校 2年 吉原 嶺馬

私たちの社会は、多くの制度によって支えられている。教育や医療、道路や橋などのインフラ、防災や治安の維持など、日々当たり前のように享受しているサービスの多くは、税金によって成り立っている。これらは個人の力だけでは十分にまかなえないため、多くの人が協力して負担する仕組みが必要だ。

税の役割は、単なる国家の収入源にとどまらない。所得の再分配や景気の安定化といった、社会全体のバランスをとる機能も果たしている。例えば、所得税には累進課税制度が導入されており、所得が高いほど高い税率が適用される。この仕組みは、経済的格差を和らげる効果を持つ一方で、負担の公平さについて議論が続いていることも事実だ。

また、消費税のような間接税は、日々の買い物の中に自然に組み込まれているため、誰もが広く税を負担することになる。しかし、生活必需品にも課税されるため、所得の低い人ほど負担感が大きいという指摘もある。こうした問題をどう解決していくかは難しく、私も考えさせられる所だ。

税収の使い道には、少子高齢化や自然災害といった現代社会特有の課題も反映されている。高齢者向けの年金や医療費、災害復旧への支出は年々増加しており、限られた財源をどう分配するかは重要なテーマである。例えば、東日本大震災の復興事業には多額の税金が投入され、被災地の生活再建に役立っている。こうした支出は一時的だが、社会全体の安全と安心を保つためには必要だと理解している。

教育や福祉にかかる税金は、将来の社会を支えるための投資である。無償の義務教育があることで、どんな家庭の子供でも学べる機会が保障されていることは素晴らしい。福祉もまた、誰もが安心して生活できる社会を作るために欠かせない要素だ。だからこそ、税金はただの負担ではなく、社会全体のための大切な役割を担っていると実感している。

さらに、近年はグローバル化や技術革新により税の課題が複雑化している。多国籍企業の租税回避やネット取引

への課税など、新しい問題に対応するため制度の見直しが求められている。税は時代に合わせて変わるものであり、私たちもその変化を理解し続ける必要があると感じている。

税は日常生活に深く関わりながら、目には見えにくい存在だ。しかし、その仕組みや役割を理解し、自分たちの社会を支えている一員であることを意識することは重要だ。

私は税について学ぶことで、単に制度や数字を理解するだけでなく、その背後にある歴史的背景や社会の変化、そして人々の暮らしとの密接な関わりを深く捉えられるようになると考える。その積み重ねが、自らの行動や判断に責任を持ち、結果として、持続的で安定した社会づくりに貢献する力となると確信している。

## 砺波税務署長賞

### 税から始まる笑顔

小矢部市立津沢中学校 二年 野村 彩音

「税」と聞くと、多くの人はお金を取られるというイメージを持つかもしれません。私も以前はそうでした。けれども改めて考えてみると、税は私たちの生活を守り、安心を届けてくれる大切な仕組みです。そして、その先には必ず

「笑顔」があるのだと気づきました。たとえば、私の通う学校です。教科書や机、冷暖房設備、さらに図書室の本など、多くのものが税によって支えられています。夏の暑い日もエアコンのおかげで快適に勉強でき、冬の寒い日もストーブのおかげで授業に集中できます。友達と笑顔で過ごせるこの環境は、決して当たり前ではなく、税による支えがあるからこそ実現しているのです。

地域の公園や図書館も同じです。休日に友達とブランコで遊んだり、家族と一緒に図書館で本を借りたりするとき、そこには自然と笑顔があふれます。公園の遊具や図書館の本も税によって整備されています。誰もが自由に使える場所があることは、子どもから大人まで、多くの人の幸せにつながっています。

また、病院や消防、警察といった公共サービスも税によって支えられています。私は以前、風邪で病院にかかってたとき、整った設備や親切に対応してくれる医師や看護師のおかげで安心することができました。もし病院の環境が整っていないかったら、不安でいっぱいだったと思います。安心して治療を受けられるのも税の支えがあるからであり、その安心が私や家族の笑顔につながっているのだと感じました。

こうして考えると、税は「取られるもの」ではなく、「みんなで分け合うもの」だと思います。少しずつ出し合うことで道路や橋が整い、安全に暮らせるまちができ、困ったときに支え合える社会が築かれます。その積み重ねが、一人ひとりの笑顔につながっているのです。

私はまだ税を納める立場ではありませんが、将来大人になったとき、税の仕組みを理解し、自分が支払うお金が誰かの笑顔につながるのだという気持ちを持ち続けたいです。そして、社会を支える一員として、税の役割を正しく受け止められる人になりたいと思います。

税は数学やお金の問題ではなく、人と人とのつなぐ大切な力です。安心して学べる学校、楽しく過ごせる公園、大

切な人を守る医療や消防。そのすべてが笑顔を生み出しています。これからも私は、税から始まる笑顔の大切さに忘れずに過ごしていきたいです。

## 富山県知事賞

### 税金は「ありがとう」の気持ち

小矢部市立蟹谷中学校 三年 嶋山 紫咲

みなさんは「税金」と聞いて、どんなイメージを持っていますか。私は少し前まで「大人が払う難しいお金」くらいにしか思っていませんでした。けれど、ある出来事がきっかけに、税金は「ありがとうの気持ちを形にしたもの」なのだと考えようになりました。

私は今、祖父母と一緒に暮らしています。祖父は、肺に病気があり、祖母は体のあちこちが痛くなることが増え、よく病院に通います。ある日、診察が終わって家に帰ると「もっとお金がかかると思っていたけど、意外と安かったわ」と祖母が話していました。私は不思議に思い、母に「どうして病院代がそんなに高くないの」と尋ねてみました。すると「それはみんなが払っている税金が助けてくれているからだよ」と教えてくれました。

そのとき、私は「税金って、知らないうちに誰かの役に立っているんだ」と気付きました。私が生まれる前からずっと、たくさん的人が税金を納めてきたからこそ、今の祖父母も安心して病院に通えるのだと思うと、ありがたい気持ちになりました。

そう考えると、私たちの通っている学校も同じです。校舎の建設や教室の机、先生のお給与、教科書も、全部税金でまかなわれていると聞きました。今まででは、当たり前のように過ごしてきましたが、「この机も税金で作られたんだな」と思うと、もっと大事にしようと思うようになりました。毎日何気なく受けている授業も、実は社会全体が支えてくれているのだと考えると、私たちは本当に多くの人に支えられて生きているのだと感じます。

さらに、以前テレビで見た災害のニュースも思い出しました。大きな地震や台風が起きたとき、被害にあった町にすぐに自衛隊やボランティアの人たちが駆けつけ、道路を直したり、避難所を作ったりしていました。あのとき使われていたお金も税金でした。遠く離れた場所の人たちでも、困ったら税金が助けてくれる。まるで「困っている人を見つけたらすぐに駆けつける救世主のようだ」と私は感じました。

税金は、今の生活を守るだけでなく、未来のためにも使われています。新しい道路や橋の建設、地球温暖化を防ぐための取り組み、子どもたちの教育環境の整備など、税金は私たちが安心して生きていくために必要なものばかりです。しかし、税金は無限にあるわけではありません。だからこそ、正しく使われることが大切です。ニュースを見ていると、「税金の無駄使い」と言われることもあります。せっかくみんなが頑張って納めたお金が無駄に使われるの、とても悲しいことです。私たちが大人になっても、未来の誰かを支えたい。そう考えると、税金は「ありがとう」が詰まったお金だと、私は感じます。

## 高校生 税についての標語

砺波税務署長賞	富山県立南砺福野高校 1年 福島 麻瑠	「明るい未来 希望をこめて 納める税」
砺波間税会長賞	富山県立南砺福野高校 1年 崎田 二瑚	「あなたの税で 守られる 暮らしと笑顔」



# 小学生・中学生 税についてのポスター受賞作品

## 「ポスター」小学生の部 受賞作品



金賞 井波小学校 六年 得永 智矢



金賞 大谷小学校 六年 津田 実穂



金賞 研波東部小学校 六年 南 あさひ



銀賞 大谷小学校 六年 西村 柚希



銀賞 研波北部小学校 六年 照井 翔太



銀賞 研波北部小学校 六年 森井 莉菜



銅賞 大谷小学校 六年 小倉 功一郎



銅賞 研波北部小学校 六年 宮嶋 晃南



銅賞 研波北部小学校 六年 横川 真仁



銅賞 研波北部小学校 六年 吉崎 蒼生

## 「ポスター」中学生の部 受賞作品



金賞 吉江中学校 三年 吉田 有里



金賞 大谷中学校 三年 松永 茜



金賞 出町中学校 二年 川田 翔



銀賞 吉江中学校 一年 山田 梨陽



銀賞 吉江中学校 二年 井口 穂乃亞



銀賞 吉江中学校 三年 山本 華蓮



銀賞 津沢中学校 三年 佐土 純香



銀賞 庄西中学校 二年 村井 芙羽



銀賞 出町中学校 一年 太田 明希



銅賞 福野中学校 二年 河野 菜々花



銅賞 吉江中学校 二年 栗山 士憧憬



銅賞 石動中学校 三年 木戸口 世宗



銅賞 庄川中学校 三年 重原 紗希



銅賞 出町中学校 二年 上埜 志穂凜



銅賞 出町中学校 三年 柴田 咲花

# 小学生 税についての書・標語 受賞作品

## 「書」受賞作品



## 「標語」受賞作品

<b>南砺市</b>  <b>金賞</b>  <b>銀賞</b>  <b>銅賞</b>	井波小学校 6年 荒山 喜平	「税金を 知って守れる 明るい未来」
	井波小学校 5年 綿貫 結月	「みなさん納税 ありがとう 私もいつか恩返し」
	井波小学校 5年 寺尾 莉緒奈	「税金は 大切な未来への 第一步」
	井波小学校 6年 朝倉 光希	「支えよう 地域みんなで 税金を」
	福光東部小学校 6年 石崎 直也	「税金が ぼくらの未来を 広げてくれる」
	福光東部小学校 5年 浅地 真ノ介	「消ひ税 無だ遣いなんて よくないよ」
<b>小矢部市</b>  <b>金賞</b>  <b>銀賞</b>	津沢小学校 6年 長谷川 達月	「納めよう 税で成り立つ 豊かな街」
	大谷小学校 6年 津田 実穂	「税金は 日本の未来 変える鍵」
	大谷小学校 6年 中嶋 環心	「税金は みんなのくらしを 支えてる」
	津沢小学校 6年 松井 晨飛	「豊かさを 税金納めて いつまでも」
<b>砺波市</b>  <b>金賞</b>  <b>銀賞</b>  <b>銅賞</b>	砺波東部小学校 6年 長森 律樹	「税金を おさめて応援 みんなの地元」
	砺波東部小学校 6年 南 あさひ	「自宅から パパッと簡単 電子納税」
	庄東小学校 6年 長久 翔音	「税金で 拓く未来と あふれる笑顔」
	砺波東部小学校 6年 高島 愛莉	「税金で いろいろ変わる 街の色」

## 令和8年10月からのインボイス制度の変更点について

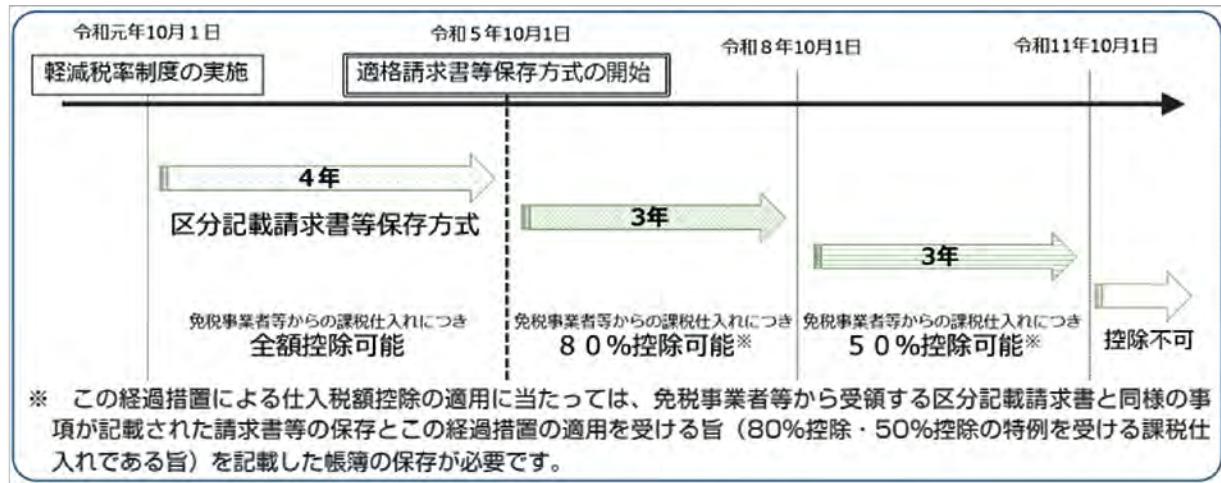
税理士 大和 幸弘

インボイス制度（適格請求書等保存方式）が始まってから2年余りが経過し、徐々に制度が定着してきました。この制度は、消費税の仕入税額控除を受ける際に「インボイス（適格請求書）」の保存が必要となるものですが、特に中小企業にとって、新しい制度への対応が大きな負担になると考えられていました。

こうした状況に配慮して、経過措置が講じられていますが、令和8年10月からこの経過措置が縮小・廃止される予定です。

### ■免税事業者との取引に係る経過措置

インボイス制度の導入にあたっては、取引先に免税事業者等が含まれる場合に急激な負担増が生じないように、仕入税額控除に関する経過措置が設けられています。制度開始から6年間は免税事業者等からの課税仕入れについても、一定割合を控除できる取扱いとなっており、その割合は下図のように段階的に縮小されていきます。令和8年10月からは、控除割合が現行の80%から50%に引き下げられる予定です。



出典：国税庁「適格請求書等保存方式の概要」

### ■消費税の「2割特例」について

インボイス制度導入時に設けられた「2割特例」にも注意が必要です。

これは、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となった小規模事業者の負担を軽減する目的で導入されたもので、売上げに係る消費税額の2割を納付すればよいという簡易的な計算方式です。利用には特別な届出は不要で、2年間の継続適用などの制限もなく、毎年の確定申告時に選択できる柔軟な制度です。

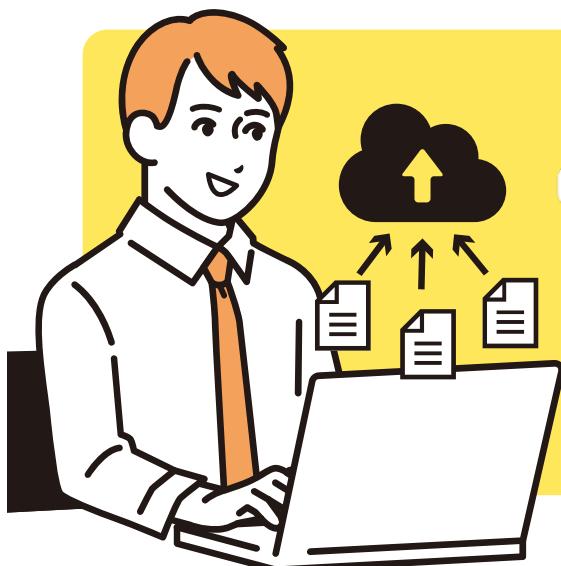
2割特例を適用できる期間は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間となります。法人の場合、令和8年10月1日以後に開始する課税期間からは、この2割特例の適用対象外となる予定です。自社の決算月によって適用可能期間が異なるため、注意が必要です。2割特例終了後は、通常の消費税の計算方式である本則課税か簡易課税のいずれかを選択していくことになります。

※本稿の内容は令和7年11月現在の制度・法令等に基づいて作成しています。

特例措置の延長が検討されているという報道もあり、今後内容が変更される可能性があります。

最新の情報は国税庁HP等でご確認ください。

# 日々の業務を



## デジタル化で効率UP!

取引や会計などの業務のデジタル化が進めば・・・

- 単純ミスを防いで  
正確性と効率UP!
- 書類の保存  
コストDOWN!
- 経営の  
高度化!



会計ソフトの導入等で  
IT導入補助金の利用も!

詳しくはこちらから



国税庁では日々の取引や会計などの、業務の  
デジタル化促進に向けて取り組んでいます

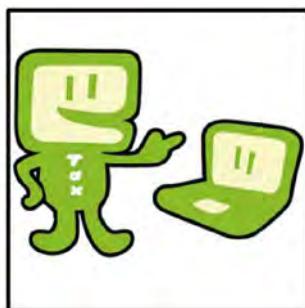
国税庁  
<https://www.nta.go.jp>

## e-Taxによるキャッシュレス納付の利便性を体験してみませんか



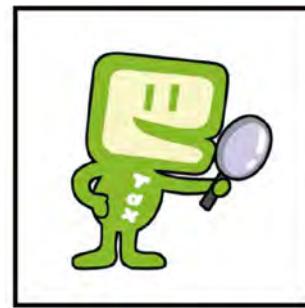
### 事前準備不要

パソコンやスマートフォンがあれば今すぐお試しいただけます。e-Taxの操作性を気軽に体験することができます。



### 何度でも操作可能

デモ操作ですので、ミスを気にすることなく、利用できます。パソコンの操作が苦手な方でも、安心して利用できます。

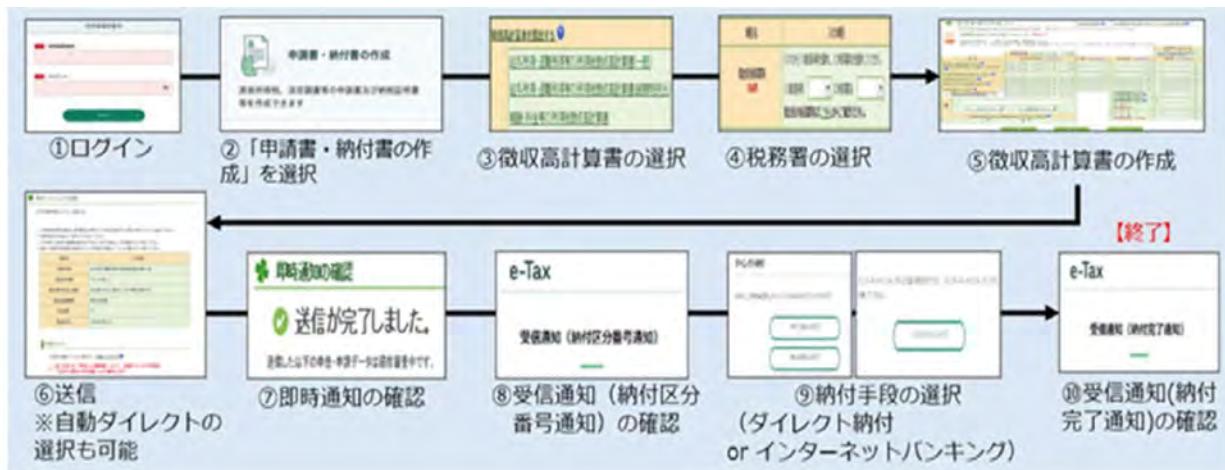


### 操作確認用に

デモ操作の画面を確認しながら、実際のe-Taxの操作を行う使い方もできます。

## キャッシュレス納付体験コーナーの操作手順

ID やパスワードは不要です。空欄のまま「ログイン」ボタンを押下し、お進みください。



ご存じですか!?

売り手も買い手もスッキリ楽々!!

# 「デジタルインボイス」

PDFの請求書は「デジタルインボイス」ではありません！

## デジタルインボイス？

うちの会社は、請求書をPDFにしてメールで送っているけど…？



それは、電子インボイスですね。

デジタルインボイス(Peppol)は、請求情報を、売り手側のシステムから買い手側のシステムに対し、人手を介することなく、直接データ連携し自動処理される仕組みのことです。

すべてデータでやりとりされるため、紙やPDFの請求書で必要だった様々な処理が不要となり、売り手と買い手双方の経理業務の自動化・効率化が期待されます。

### 紙のインボイス

売り手  
(発行)

請求書の印刷や封入が手間  
郵送費も…



### 電子インボイス (PDFやExcelデータのメール送付)

買い手  
(受領)

入力処理が大変  
入力ミスも…



### デジタルインボイス (Peppol)

請求書がデータで送れる  
買い手と異なるシステムでもOK！



デジタルインボイスで  
売り手も買い手も業務が効率化！



※この案内において「デジタルインボイス」として記載されている内容は、Peppolに対応したデジタルインボイスを前提としています。

## 既に導入済の企業もあります！



デジタルインボイス導入済事業者の活用事例により導入のメリット等をご確認いただけます。

デジタルインボイス活用事例はこちら ⇒

(デジタルインボイス推進協議会(EIPA)ホームページ) <https://www.eipa.jp/case>



国税庁

法人番号 7000012050002

令和7年11月

## 詳しくは、各市の税務課へ

砺波市税務課 TEL (0763) 33-1111  
小矢部市税務課 TEL (0766) 67-1760  
南砺市税務課 TEL (0763) 23-2005

富山県内のすべての市町村において、**給与所得者に係る個人住民税の特別徴収(給与からの引き去り)を徹底しています。**法令によりすべての事業所で特別徴収の方法により納めることが原則となっていますので、ご理解とご協力をお願いします。

### 給与支払報告書の提出

給与支払報告書は、「年末調整のしかた」や「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を参考にして正しく作成してください。

また、**令和8年2月2日(月)**までに給与受給者の住所地の市町村へ提出してください。

#### 作成上の留意点

- 給与支払報告書は、個人番号の記載が必要となっています。
- 前職分の給与額を含んでいる場合は、摘要にその支払者の所在地、名称、支払額、社会保険料控除額、源泉徴収税額、退職年月日を記載してください。
- 給与支払報告書(総括表)は記入漏れのないようにしてください。

※地方税ポータルシステム(eLTAX)をご利用いただくことで、「給与所得者の源泉徴収票(税務署提出用)」と「給与支払報告書(市区町村提出用)」を一括で作成・提出できます。(詳しくは、eLTAX ホームページをご覧ください。)

### 償却資産(固定資産税)の申告

毎年1月1日現在(賦課期日)、事業をされている法人や個人事業主の方は、償却資産の所在する市町村へ資産の所有状況を申告する義務があります(地方税法及び税条例の規定による)。

償却資産とは、事業(製造業、販売業、建設業、農業など)のために使用している資産です。

#### 申告期限

**令和8年2月2日(月)**

#### 提出書類

- ①償却資産申告書(必須)
- ②種類別明細書(必須)
- ③その他必要な添付書類(課税標準の特例の適用を受ける場合など)

#### 対象資産の種類

構築物及び建物付属設備(舗装駐車場・内装など)、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具(自動車税対象車両除く。)、工具・器具及び備品など

- 廃業・解散などの場合や資産の増減がない場合でも、その旨を記載し申告書を提出してください。
- eLTAXによる申告も可能ですので、ご利用ください。
- 様式は、各市の税務課のホームページからダウンロードできます。
- 窓口混雑緩和のため、できる限り郵送での提出をお願いいたします。



# Business Guard

AIG

AIG損害

経営を取り巻く様々なリスクから会員企業を守る!

高度情報化社会を生き抜くために!

マイナンバー対応

法人会の情報漏えいガード

業務過誤賠償責任保険普通保険約款／個人情報漏洩特約  
危機管理コンサルティング費用特約／危機管理実行費用特約

マイナンバーは秘匿性の高い情報であり厳重な管理が求められ、事業者には高い注意義務が求められます。

また、サイバー攻撃が猛威を奮っていることから、情報漏洩事故が発生した場合の対策もますます重要になってきています。

貴社では、マイナンバーの情報管理体制は万全ですか。

AIG損害保険株式会社

URL:<https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先

富山支店

〒930-0856 富山県富山市牛島新町5-5 インテックビル9階

TEL.076-432-6232 FAX.076-442-4885

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

(22-073007)

## 法人会福利厚生制度のメリット

アフラックのがん保険・医療保険等にご契約の方<sup>(\*)</sup>は、

**保険料が割安な集団扱いへ変更ができます!**

**1 | 簡単な手続きで変更ができます。**

**2 | 担当代理店の変更はありません。**

**3 | 保障内容の変更はありません。**

\*ご契約の保険種類は、がん保険、医療保険、休職保険、しっかり頼れる介護保険、GIFT、定期保険が対象です。

**今すぐ、お問い合わせください!**

**Aflac** アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル

法人会用フリーダイヤル

**0120-876-505**



日本バレーは世界最高峰へ。

SVSP-2024-278

# 大同生命がつなぐ バレーボールの未来。



大同生命SV.LEAGUEを応援しています。

 大同生命保険株式会社

その安心で、企業とともに未来をつくる。

富山支社 高岡営業所/富山県高岡市丸の内1番40号(高岡商工ビルビルF)  
TEL 0766-22-2397

●発行所／公益社団法人 研波法人会 〒939-1332 富山県砺波市永福町 6-28 研波商工会議所ビル 3 階

広報委員長 神下正弘 電話／(0763)33-1544 FAX／(0763)33-4173 印刷／株式会社吉田印刷所  
ホームページアドレス <https://www.tonamiho.com/> Eメール tonami-h@violin.ocn.ne.jp